

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第5条 津波による損傷の防止（耐津波設計方針）

|             |           |
|-------------|-----------|
| 泊発電所3号炉審査資料 |           |
| 資料番号        | 資料1-5     |
| 提出年月日       | 令和5年6月12日 |

| No | 資料名称  | 該当ページ   | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|---|---|----|
| 1  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-Ⅱ-1-51, 55   | 余効変動が津波に対する安全性評価に影響を及ぼすことは無いとする理由を、過去に発生した地震について内陸部や海岸部での評価に対する泊発電所の位置関係も含めてわかるよう記載を適正化しました。  |    |
| 2  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-Ⅱ-4-64   | 漂流物に関して、貯留堰に波及的影響を及ぼすおそれがあるという表現について、規制庁より記載の適正化について指摘を受けたことに伴い、以下の通り記載を修正しました。（下線部参照）<br>（旧）漂流物が貯留堰に衝突する場合は、津波防護施設である貯留堰に波及的影響を及ぼすおそれがあることから、<br>（新）漂流物が貯留堰に衝突する場合は、津波防護施設である貯留堰の損傷が懸念されるため、 |    |
| 3  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付2-1, 4, 5  | 計算格子間隔は、長谷川ほか（1987）の方法に基づく旨を文書や図面に追記しました。   |    |
| 4  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-59   | 審査ガイド(3.2.2)の確認内容に対する検討方針について、定性的評価、定量的評価を実施していることがわかるように記載の適正化を図りました。  |    |
| 5  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-7, 9, 10, 11, 14, 15, 17, 19, 26~28, 36, 38, 55, 116 | 敷地周辺の地形を示す図において、泊発電所の敷地の範囲がわかりやすくなるよう、図面を適正化しました。   |    |
| 6  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-7, 9, 10, 11, 24, 26~28, 36~39, 55                   | 資料に用いた地形データについて、いつ時点のデータなのかがわかるよう記載を適正化しました。  |    |
| 7  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-7  | 整理結果で抽出した斜面の場所がわかるように、図に追記しました。   |    |
| 8  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-7  | 泊発電所敷地付近図について、審査会合資料を引用している旨を追記しました。  |    |
| 9  | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-4, 5, 20, 25, 34, 45                                 | 遡上解析における格子サイズの適切性、モデル化の妥当性について、pptでは概要の説明とし、詳細はまとめ資料を呼び込むことで記載を修正しました。<br>まとめ資料においても概要の説明を追記し、詳細についても記載を適正化しました。  |    |
| 10 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-32   | 基準津波の審査で説明した解析条件を引用している旨を追記しました。  |    |
| 11 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-47~49  | スナップショットに発電所の位置を明示することに加え、津波の浸入角度がわかりやすくなるように図の適正化を図りました。   |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ                  | 適正化内容   | 備考 |
|----|---|------------------------|---|----|
| 12 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-52          | 防潮堤沿いの最大水位縦断面について、地山部も含めて最大水位上昇量を示し、地山が障壁となることがわかる様に図の適正化を図りました。                          |    |
| 13 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-51          | 津波の遡上がトンネル近傍に入らないことがわかるような拡大図を付けました。  |    |
| 14 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-54          | 茶津入構トンネルの拡大図には明かり区間も示して、遡上域との関係がわかるような図に修正しました。   |    |
| 15 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-50, 53      | アクセスルートトンネルや茶津入構トンネルに対する敷地流入の評価について現時点の評価であることを明記しました。                                    |    |
| 16 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-60          | 表の記載を以下のとおり適正化しました。<br>（旧）地形変状<br>（新）地形変化   |    |
| 17 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-59          | 検討区分について、表現方法の記載の適正化を図りました。<br>（旧）検討①(1)<br>（新）区分①(定性的評価)<br>※②, ③も同様                     |    |
| 18 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-58, 60, 61  | 誤記を訂正しました。<br>（旧）洗堀<br>（新）洗掘  |    |
| 19 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-61, 82, 102 | 入力津波評価への影響範囲として、茶津入構トンネルへの影響について確認する旨を追記しました。   |    |
| 20 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-104～106     | 地滑り地形の名称を6条側の審査に合わせ統一しました。<br>（旧）地滑り地形（堀株）<br>（新）地滑り地形①<br>（旧）地滑り地形（発電所背後）<br>（新）地滑り地形②・③ |    |
| 21 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-13, 15      | 「発電所背後の斜面」については10m格子領域も含まれる旨、本文と図で明示しました。   |    |
| 22 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-13, 16, 132 | 原子力安全基盤機構（2014）、国土交通省ほか（2012）の文献を追加しました。  |    |
| 23 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-13          | 計算格子サイズを設定するに当たり採用した検潮所の周期8分を採用した理由について説明を補足し、それが保守的であることがわかるようにしました。                     |    |
| 24 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-72          | 以下のとおり記載を適正化しました。<br>（旧）別紙-9 地盤の液状化の評価方針について<br>（新）別紙-9 施設の耐震評価に用いる地盤の液状化の評価方針            |    |
| 25 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-77          | 埋戻土の相対密度、液状化強度曲線について、耐震側で追加調査を実施予定であることを踏まえ、調査結果の扱いがわかるよう記載を適正化しました。                      |    |
| 26 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付3-82          | 以下のとおり記載を適正化しました。<br>（旧）専用港内は取水口前面の海底地盤であるため、<br>（新）専用港内は取水口が設置されており、                     |    |

| No | 資料名称   | 該当ページ                  | 適正化内容  | 備考 |
|----|--|------------------------|--|----|
| 27 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付3-83          | 以下のとおりタイトルを適正化しました。<br>(旧) 地盤変状範囲の設定<br>(新) 敷地前面海域及び港湾内の海底地盤   |    |
| 28 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付3-85          | 以下のとおりタイトルを適正化しました。<br>(旧) 地盤変状による沈下量の設定<br>(新) 地盤変状範囲及び沈下量の設定   |    |
| 29 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付3-101         | 以下のとおり略称の記載を適正化しました。<br>(旧) 以下, 「防災科研」<br>(新) 以下, 「防災科研」という  |    |
| 30 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付3-101         | 以下のとおり略称の記載を適正化しました。<br>(旧) 以下, 「防災科研調査結果」<br>(新) 以下, 「防災科研調査結果」という  |    |
| 31 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付3-102~104     | 発電所背後の斜面について図に明示し, 文書や図面の記載表現を統一しました。  |    |
| 32 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付6-2, 4, 5, 6  | 資料中の「有意な差が無い」という表現を見直し, 適正化しました。   |    |
| 33 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付6-1, 3, 4, 12 | 朔望平均潮位に関するデータ分析結果は至近5ヵ年(「2014年1月~2018年12月」と「2017年1月~2021年12月」の2種類)の結果を示していましたが, 至近8ヵ年(「2014年1月~2021年12月」の1種類)の結果に見直しました。   |    |
| 34 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付26-1          | 漂流物に関して, 貯留堰に波及的影響を及ぼすおそれがあるという表現について, 規制庁より記載の適正化について指摘を受けたことに伴い, 以下の通り記載を修正しました。(下線部参照)<br>(旧) 漂流物が貯留堰に衝突する場合, 津波防護施設である貯留堰に <u>波及的影響を及ぼすおそれがあることから</u> ,<br>(新) 漂流物が貯留堰に衝突する場合, 津波防護施設である貯留堰の <u>損傷が懸念されるため</u> , |    |
| 35 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付26-9          | 表-4の誤記について, 以下の通り記載を修正しました。(下線部参照)<br>(旧) 「耐津波設計に係る <u>公認審査ガイド</u> 」を準用したすべり安全率1.2以上<br>(新) 「耐津波設計に係る <u>工認審査ガイド</u> 」を準用したすべり安全率1.2以上   |    |
| 36 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等)<br>第5条 津波による損傷の防止 (DB05 r.3.22) | 5条-別添1-添付26-16         | 漂流物に関して, 貯留堰に波及的影響を及ぼすおそれがあるという表現について, 規制庁より記載の適正化について指摘を受けたことに伴い, 以下の通り記載を修正しました。(下線部参照)<br>(旧) 漂流物が貯留堰に衝突する場合, 津波防護施設である貯留堰に <u>波及的影響を及ぼすおそれがあることから</u> ,<br>(新) 漂流物が貯留堰に衝突する場合, 津波防護施設である貯留堰の <u>損傷が懸念されるため</u> , |    |

| No | 資料名称  | 該当ページ          | 適正化内容  | 備考 |
|----|---|----------------|--|----|
| 37 | 泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）<br>第5条 津波による損傷の防止（DB05 r.3.22） | 5条-別添1-添付26-17 | 底版コンクリート（B）について、規制庁から評価上の扱いを記載するよう指摘を受けたことに伴い、以下の通り記載を修正しました。（下線部参照）<br>（旧）衝突防止工は、φ2,000mmの鋼管杭であり、下端を岩盤に十分根入れすることにより支持性能を確保する。<br>（新）衝突防止工は、 <u>底版コンクリート（B）に設置するφ2,000mmの鋼管杭であり、下端を岩盤に十分根入れすることにより支持性能を確保しており、底版コンクリート（B）の支持性能には期待していない。</u> |    |